

品質管理システム概要書(2014年3月31日現在)

監査事務所名 東光監査法人

代表者名 佐藤 明充

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理部長は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しております。また、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理部長と定めております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当法人は、当法人及び専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年12月31日現在及び7月1日現在並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めています。

当法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定めております。

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。大会社等以外であっても、資本金50億円又は負債総額500億円以上の株式会社にあつては、ローテーション制度の対象会社とする。

監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独

立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、主要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。監査責任者等であった者については、ローテーション期限の上限に達した後のインターバル期間中、当該監査業務から完全に切り離し、補助者として従事してはならない。

ローテーション適用開始の時期については、監査責任者、それと同程度以上に実質的な関与をしている補助者については平成14年4月1日、審査担当者については平成16年4月1日とする。

ローテーションについては、公認会計士法、独立性に関する法改正対応解釈指針第6号「大会社等監査におけるローテーションについて」に準拠する。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めております。関与先との契約の新規の締結又は更新を行うにあたり、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことを考慮することを定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関する監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、監査実施者が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを定めております。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合わせ、監査

上の判断の相違、監査法人内における監査責任者の全員の交代を含んでおります。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負うことを定めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することを定めております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うことを定めております。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために行うものであり、その方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任し、また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することを定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することを定めております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定めております。

専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監

査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。また、監査調書の管理の方針及び手続並びに監査調書の保存及び廃棄の方針と手続を定めております。

6．品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証を行っております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価することを定めております。品質管理部長は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、監査責任者及び社員会に伝達し、監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた改善措置を適時に実施することを定めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めております。また、この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。

当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。

監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理部長に報告することを定めております。

8 . 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめております。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。